

## 「県立青少年教育施設の再編」について（案）

現在、県立の青少年教育施設として、2つの「青年の家」と3つの「少年自然の家」が設置され、様々な体験活動の場を提供することにより、青少年の健全育成に大きく寄与しており、全国的にも北海道ほか5県の6施設に次いで多くの施設を有している。

一方、平成28年7月に千葉県行政改革推進本部での検討を経て決定された「公の施設の見直し方針」において、青少年教育施設について「児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況等を踏まえ、県立5施設体制を見直すこととし、現指定管理期間中に各施設の取扱方針を決定する」とされたことから、令和2年度までにどのように見直すかの方針を決定するため、本審議会に諮問されたものである。

本審議会としては、5施設が果たす青少年健全育成の役割・機能について高く評価すると同時に、県立施設である以上、効率性や有効性の観点から在り方を検討する必要がある、その際の視点として児童生徒の数、施設の利用状況や老朽化の状況等を一定程度考慮した上で見直すことは、やむを得ないと考える。

ただし、当然のことながら、見直しの検討の結果、県が果たすべき青少年の健全育成の機能が低下することのないように様々な工夫や対策を講じることは不可欠である。

以上を踏まえて、今回、県から示された「県立青少年教育施設の再編構想（案）」について検討する。まず、（案）に記載された内容を要約すると次のようになる。

- (1) 青少年のライフスタイルの変化等に伴い、学校外で体験活動を行える時間が短くなり、また、保護者、学校、教員等の負担も一因となり、長期宿泊型の体験活動を実施している学校の割合も必ずしも高くない。一方、地域では、青少年団体、青少年教育施設、児童館、公民館、公益法人やNPO法人などの多様な主体が、教育施設、地域の農家、神社仏閣、公園といった様々な場所で体験活動を行っている。
- (2) 青少年教育施設については、県立が5施設、市町村立では宿泊設備のあるものが16施設、宿泊設備のないものが12施設ある。県立5施設の利用者数はほぼ横ばいで、施設の指定管理者が地域の自然環境を活かした体験活動プログラムを提供するなど、特色ある事業を実施しており、良い評価を受けているが、改善が求められている施設もあり、より充実した体験型プログラム開発等が望まれている。

- (3) 年間の宿泊稼働率は5施設全体で30%以下と低く、夏休みの繁忙期でも、50%に達していない。広報活動を通じて大学や企業にも働きかけ、研修の場として提供するなどの取組も行ってきたが、稼働率の改善に至っていない。
- (4) 指定管理料は、5施設全体で年間約4億6千万円、修繕費も平成29年度に1千万円近くまで増加している。今後も施設・設備の老朽化によって大規模な改修が必要となり、予算的に厳しい状況が予想される。
- (5) このような状況を踏まえると、県立青少年教育施設として5施設体制を維持することは難しく、東金青年の家を除く4施設に再編縮小した上で、それぞれの施設が千葉県を代表する魅力的な自然（森・海・川・沼）を生かしたプログラムの開発、職員研修や指導者・ボランティアの養成、市町村立の青少年教育施設とのネットワーク化等を通じて、青少年の体験活動等を通じた健全育成機能の充実を図る。

県立5施設がこれまで果たしてきた役割は相当高いものがあるが、利用者の状況、施設設備の状況、今後の少子化の動向等に鑑みると、(案)に示すようにこのまま県が5施設体制を維持することは困難と考える。

また、施設の老朽化、宿泊稼働率の低さ、市内団体の利用の多さ等から東金青年の家を廃止の対象とし、4施設で再編することもやむを得ないものと判断できる。

その上で、再編を進めるにあたっては、指定管理者となる民間事業者の力をより一層取り入れつつ自然環境を最大限に活用した魅力的なプログラムを開発し、充実した体験活動を提供することが不可欠であるとともに、他の施設とのネットワークを強化し、青少年教育施設全体の魅力や利用者の利便性を一層高めていくことが求められる。

また、そのためには準備期間が必要であり、東金青年の家の廃止についても利用者へ周知する期間を十分確保すべきと考える。

以上の点と、これまでに出示された「再編構想に、利用者の推移、県立青少年教育施設に求められる機能と今回の4施設への選択についての関係性等をわかり易く記載すべき」との意見を(案)に反映させた後に、パブリックコメントを実施し、県民の意見を十分に聴いた上で、時代に即した県立青少年教育施設の再編構想を策定することを望む。